

横須賀市公用車広告募集要項

横須賀市では、市の資産を有効活用し事業者に広告媒体を提供することで、地域経済を活性化するために、横須賀市が保有する公用車(マイクロバス)に広告を掲載します。市内を走る「動く広告塔」としての宣伝効果が期待できます。

1 募集の内容

(1)対象車両の概要について

- ・車種: 日野 メルファ (マイクロバス)
- ・募集台数: 1 台
- ・広告掲載位置: ①側面(左側)、②側面(運転席側)、③後面
- ・広告の最大サイズ: ①、②縦 60cm×横 300cm ③縦 60cm×横 100cm
- ・募集枠数: 計 3 枠。掲載位置ごとに募集。
- ・平均走行距離: 年間約 7,300km※

※令和8年6月1日時点での参考値です。実際の走行距離とは異なる場合があります。

〈車両イメージ〉



※現在、側面左側タイヤハウス(①の右下部分)に凹みがありますが、広告貼付場所には干渉しません。

修理で運行できない日数については、日割りで広告料を返金します。

(2) 広告の掲載期間

掲載期間は6か月を基本とし、更新可否は別途定めます。

(3) 広告料

下表に定める金額を、契約後1月以内に、市が発行する納付書により前払いするようお願いいたします。

掲載場所	金額	掲載期間
① 側面(左側)	60,000 円	6 か月
② 側面(運転席側)	60,000 円	6 か月
③ 後面	90,000 円	6 か月

(4) 申込口数

1枠から計3枠まで申込可能。同一掲載場所への申込が複数ある場合は、先着順で事業者を選定します。

(5) 募集対象

- ア. 企業
- イ. 団体
- ウ. 個人事業主
- エ. その他市が適当と認める者

2 広告の仕様

(1) 広告物の材質

ステッカーまたはフィルムの車体を損傷しない方法とする。広告物の貼付は広告主が行うものとします。

(2) 広告掲載の条件

掲載する広告物は本募集要項、「横須賀市広告掲載事業要項」「横須賀市広告掲載基準」の定めによる。広告掲載に当たっては、次の条件を満たすこと。

- ア. 公序良俗に反しないこと。
- イ. 法令に違反しないこと。
- ウ. 政治活動、宗教活動、選挙活動に関するものでないこと。
- エ. 市の品位、信用及びイメージを損なわないこと。
- オ. 車両の運行、安全確保及び視認性を妨げないこと。
- カ. 申込者の業種、事業内容等に照らし、市が不適当と認めるものでないこと。

キ.「横須賀市屋外広告物条例」に基づき、申請を行い申請にかかる手数料を納付すること。

詳しくは、以下 URL を参照。

<https://www.city.yokosuka.kanagawa.jp/4821/keikan/koukoku/documents/kyokashinsei20240222.pdf>

(3) 審査基準

市は、次の観点から広告掲載の可否を審査します。

- ア. 広告内容の適正性
- イ. 市の公共性、公益性への適合性
- ウ. 車両運行上の安全性
- エ. 市民感情への配慮
- オ. スポンサーとしての信用性

3 申込書類と提出方法

- (1) 広告掲載申込書(第1号様式)
- (2) 誓約書
- (3) 横須賀市税調査に関する承諾書
- (4) 広告案データ

4 申込書類の受付

申込者は、次の書類を市へ提出します。

- (1) 提出期間 募集開始から随時 (広告主決定次第終了)
- (2) 提出先 横須賀市役所本庁舎 1号館5階 総務部総務課
- (3) 提出方法 3応募書類(1)(2)(3): 紙媒体で1部ずつ提出先に直接持参
(4): 「10 事務担当」のメールアドレスにデータで送付

5 スケジュール

1	申込の受付	令和8年7月24日(金)～募集枠終了まで
2	広告審査	申込書類提出から2週間程度
3	結果通知	広告審査終了後1週間程度
4	契約締結	結果通知後速やかに

6 費用負担

広告物の作成、設置および撤去にかかる費用は広告主の負担とし、車両の清掃・通常維持管理は市が行います。

7 事故・故障等の取扱い

事故、故障の修理や車検により広告車両を運用しない日が生じた場合は、必要に応じて日割り等で返金対応を行います。

8 契約解除

次のいずれかに該当する場合、市は契約を解除できるものとします。

- (1) 広告内容が基準に適合しなくなったとき
- (2) スポンサーに不祥事、信用失墜、経営破綻等が生じ、市のイメージを損なうおそれがあるとき
- (3) 虚偽の申請その他不正が判明したとき
- (4) 契約条件に違反したとき
- (5) 市が必要と認めたとき

9 その他

- (1) この要項に定めのない事項は、市と広告主が協議の上、決定します。
- (2) 事業実施に当たっては、関係法令及び本要項、関連法規等を遵守します。

10 事務担当

〒238-8550 神奈川県横須賀市小川町 11 番地

横須賀市総務部総務課 庁舎管理担当

電話番号:046-822-9677(受付時間平日の8:30～17:00)

メール:ga-adm@city.yokosuka.kanagawa.jp